

第七十一回
帝國議會
貴族院

貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第二號

(六)

昭和十二年七月三十日(金曜日)午前十時
十五分開會

○委員長(伯爵山田英夫君) ソレデハ只今

カラ開會ヲ致シマス、拓務大臣方御見エニ
ナッテ居リマスカラシテ、昨日ノ御質問ヲ……

○次田大三郎君 今ノ此ノ委員會デ審議致

シテ居リマスル貿易及關係産業ノ調整ニ關
スル法律案ガ法律ニナリマシテ、内地ニ於
ケル外國貿易ニ對シテ、或程度ノ統制ヲ加
ヘルコトニナリマシタ場合ニ、ソレト併行

シテ同様ノ統制ヲ外地ニ於ケル外國貿易ニ
モ加ヘナケレバ、其ノ目的ヲ達スルコトガ
出來ナイモノト考ヘラル、ノデアリマス、

此ノ法律成立ノ後ニハ外地ニモ同様ノ貿易

統制ヲ加ヘラル、政府ノ御方針デアアルカド
ウカト云フコトニ付キマシテ、昨日政府委

員ヨリ御答辯ノ次第モアッタノデアリマス

ルガ、此ノ法律案ノ目的ヲ達スル上ニ重大

ナル關係ガアルコトデモアリマシ、又

外地ニ關スル事柄ハ商工省ノ所管外ノ事デ

モアリマスカラ、一應此ノ點ニ關スル政府

ノ御方針ヲ拓務大臣カラ御言明ヲ得ルコト

ガ出來レバ仕合セト存ジマス

○國務大臣(大谷尊由君) 御説ノ如ク此ノ

法律ヲ施行致シマスニ當リマシテ、外地モ
矢張り同ジヤウナ考慮ヲ遂ゲナケレバ意味

ヲナサナイト云フコトハ全ク御説ノ通りデ

ゴザイマス、外地ニ於キマシテハ法令、律

令等ヲ以テ規定スルコトモ出來マスルノデ

アリマスカ、併シ貿易デアリマスカ、産

業デアリマスカ、斯ウ云フモノニ關係シ

マス調整ノ如キモノハ、内地、外地ヲ通ジ

テ考慮シナケレバ、完全ニ目的ガ達シ難イ

ト存ジマス、ソレデ法令、律令ヲ用ヒマシ

セズニ、已ムヲ得ナイ例外ヲ除キマシタナ

レバ、内地、外地ヲ一ツニスル適當ナ法令

ヲ出スノガ至當デアラウト考ヘルノデアリ

マス

○次田大三郎君 外地ニ同様ノ貿易統制ヲ

行フ方法トシテハ、法令、律令等ヲ用ヒル

ヤリ方モアルガ、勅令ノ規定デ其ノ目的ヲ

達スル考デアルト云フヤウナ御説明デアリ

マシタガ、併シ此ノ點ニ付テ私ハ多少ノ疑

問ヲ持ッテ居リマスノデ、是ハドナタカラデ

モ宜シウゴザイマスカラ御答ヲ願ヒマス、

朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律ノ書キ

方ハ臺灣ノ方ト違ヒマシテ、原則トシテ立

法事項ハ法令ヲ以テ之ヲ定メル、臺灣ノ方

ハ原則トシテ内地ノ法律ヲ勅令デ持ッテ行

ク、ソレデ賄ヘナイナラバ、法令デ規定ス

ルト云フ建前ニナッテ居ルノデスカ、朝鮮ノ

方ハ原則トシテ法令トシテ立法事項ハ定メ

テ、勅令デ内地ノ法律ヲ持ッテ行クノハ例外

ノヤウニナッテ居ルト考ヘテ居ルノデアリ

マス、其ノ點ハ如何ナモノデアリマセウカ、

矢張り法令デ規定スル方ガ朝鮮ニ施行スベ

キ法令ニ關スル法律ノ本旨ニ叶フノデハナイ

カト云フコトガ第一ノ疑デアリマス、第二ハ

勅令ヲ以テ此ノ法律ヲ朝鮮ニ施行スルト云

フ際ニ、昨日ノ政府委員ノ御説明ニ依リマスル

ト、貿易審議會ハ朝鮮ニハ置カナイダト云

フ御話デアリマス、サウスルト是モ朝鮮ト臺

灣トハ書き方ガ違ヒマシテ、臺灣ノ方ハ或

事項ニ依ッテ勅令ヲ變更シテ之ヲ施行スルコ

トガ出來ルコトニナッテ居ルノデアリマスル

ガ、朝鮮ノ方ハ其ノ變更ヲ許サナイデ、全

部若シクハ一部ヲ施行スルト云フコトニナッ

テ居リマスルノデ、其ノ條項カラ考ヘマス

ルト此ノ貿易審議會ヲ除外シテ施行スル

ト云フコトガ、大分窮屈ナコトニナルヤウ

ニ思フノデアリマス、ソレハマア勅令ヲ見

ナケレバ彼此言ヘナイ譯デアリマスルガ、

唯御話ヲ伺ッテ考ヘル所デハ、大分無理ナコ

トニナルノデヤナイカト云フ疑ヲ持ッノデ

アリマス、此ノ二ツノ點ニ付テ、是ハドナ

タカラデモ宜シウゴザイマスカラ御説明ヲ

御願ヒ致シマス

○政府委員(植場鐵三君) 今只ノ二點ニ付

キマシテ私カラ御説明申上ゲマス、御話ノ

通り朝鮮ノ立法技術上ノ問題ト致シマシテ

ハ、法令デ參リマスノガ原則ト云フ風ニ今

迄進ンデ參ッタノデアリマスルガ、臺灣ハ之

ニ反シマシテ、所謂例外ノ勅令規定事項ガ

限定サレテ居ルヤウナ關係デ、大體法律ヲ

勅令デ持ッテ行クト云フ建前ヲ採ッテ參ッタ

ノデアリマス、併シナガラ最近殊ニ御承知

ノ米穀自治管理法等ノ問題ガ、ア、云フ産

業關係ノ問題ガ議論ニナリマシタ當時カラ、

斯ウ云フ産業トカ或ハ經濟上ノ統制ヲ取ル

ヤウナ問題ニ付テハ、寧ロ法律ト法令トヲ

區々ニ分ケテ議論スルヨリハ、出來ルナ

ラバ統制ノ取レルヤウナ方法ヲ考ヘヨウデ

ヤナイカト云フヤウナ實ハ話合ヲ致シマシ

テ、出來ルダケ法律デ持ッテ行ケルモノハ、

サウ云フモノハ持ッテ行カウデヤナイカ、一

ツノサウ云フ實ハ氣持デ扱ッテ參ッタノデア

リマス、自然先程大臣カラ御答辯ニナリマシタヤウニ本件ニ付キマシテモ、御指摘ノ如ク例外トシテ扱フベキ點モアルノデゴザイマスガ、研究致シマシテ勅令制定ノ時ニハ出來ルダケ法律ヲ持ッテ行キタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ尙貿易審議會其ノ他ニ付キマシテノ勅令ノ取扱方デアリマス、私ノ方デ考ヘテ居リマス審議會ヲ、向フデ審議會ノ規定ヲ適用出來ナイト云フ風ニ考ヘテ居リマスノハ、審議會ノ構成如何ニ依ルト云フ風ニ見テ居リマス、例ヘバ會長ガ商工大臣デアラレトカ、斯ウ云フ風ナ場合ニハ、ソレニ外地ガ一括ニナルト云フコトハ、多少事實上穩當デナイト云フ問題モ出マスノデ、例ヘバ總理大臣ガ會長ニナラレル審議會ト云フ風ニナラレバ、其ノ儘デ入ッテ行ク餘地モアルノデヤナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘマスノデ、若シカ其ノ構成ガ不適當デアル場合ニハ、總督府ノ監督命令ダケ内地ノ審議會ノ働キヤラシテ行キタイト、實ハ斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○森平兵衛君 私ハ此ノ貿易局長サンニ御尋シタイト思ヒマス、昨日モチヨット御尋ラシタノデアリマスガ、此ノ輸出品ノ検査デアリマス、是ガ只今デハ輸出組合或ハ工業組合又前ノ慣例デ同業組合ニモ検査權ガアルコトヲモ承ッテ居ルノデアリマス、斯クノ如ク各方面ニ輸出品ノ検査ガ分レテ居リマスルト云フコトガ、統一ヲ缺クト云フヤウナ處ハナイカト思フノデアリマス、段々日本品ノ世界各國ニ進出ヲ致シマスルニ付キマシテ、良品ニシテ廉價ト云フコトデ、隨分世界ノ各市場ヲ風靡シテ居リマスルコトハ勿論デアリマス、其ノ中ニ矢張り日本品ノ粗製デ多少聲價ヲ失墜シテ居ルト云フヤウナコトモ全然ナイトハ言ヘヌノデアリマス、現ニ私ハ斯ウ云フ點ニ鑑ミマシテ輸出品ノ検査ハ統一シテ、寧ロ國營ト云フヤウナコトヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、併シ相當品種モ多イノデアリマスカラ、生絲ノヤウニ全部國營ト云フコトニモムツカシカラウト思フノデアリマスガ、矢張り是ハ地方ノ公共團體ノヤウナモノニ御委セニナリマシテ、輸出品ノ検査ヲ統一スルト云フコトガ輸出品ノ將來發展ノ上ニ於テ必要ナルコトデハナイカ、斯ウ云フ事ヲ常ニ考ヘテ居ルノデアリマスルガ、

貿易組合又ハ或ハ産業調整ニ關スル法律案ト云フヤウナモノガ出來マシテ、段々貿易ノ輸出入トモ事方面倒ニナッテ參ッテ居ルノデアリマス、サウ云フ點ニ付テモ深い御考慮ヲ御拂ヒニナル時期デハナイカト考ヘテ居リマス、只今ノ統制ニ依リマスレバ、貿易組合若シクハ輸出工業組合ニナッテ居リマスガ、將來共矢張り相變ラズ組合ノ自治検査ニ委シテ置クト云フコトガ、私ハドウデアラウカト云フ點カラ考ヘルノデアリマス、直チニ之ヲ或ハ國營トカ若シクハ公共團體ニ御一任願ヒタイト云フ風ニ御質問申上ゲルノデハナイノデアリマス、サウ云フ點ニ付テ御考ヲ願フ餘地ガアルカドウカト云フコトニ付テ御伺ヲ致シタイト思ヒマス

○政府委員(寺尾進君) 御答ヘ申上ゲマスガ、只今ノ御質問ハ誠ニ御尤ノ御質問ト存ジマス、從來當業者ガ其ノ營業ノ必要ニ基キマシテ、自發的ニ検査ヲ致シテ居ル者ハ少クナイノデアリマス 御承知ノ通り検査ニモ色色ゴザイマシテ、當業者ガ自治的ニ検査ラシテ其ノ検査ニ合格シナケレバ海外ニ出スコトガ出來ナイト云フ風ナモノデナク、兎ニ角輸出スル時ニハ検査ヲ受ケルト云フ風ナモノデアレバ、是ハ自治的ノ検査ニ任シテ置イテ十分デアルト思ヒマスガ、併シ現在國營デ検査シテ居ルモノデアリマス、又重要輸出品取締法ニ依ッテ検査シテ居リマス種類ノ検査ハ、其ノ検査ニ合格シタ者デナケレバ海外ニ出スコトヲ得ナイト云フ、所謂強制的ノ検査デアリマスカラ、此ノ検査ガ完全ニ行ハレテ行クカドウカト云フコトニ付テハ十分ニ是ハ考ヘテ行カナケレバナラスト考ヘテ居リマス、只今御話ノアリマシタヤウニ一應重要輸出品取締法ニ依リマシテ當業者ノ團體、一般的ニハ工業組合、生産者ノ組合ラシテ其ノ生産ニ付テ輸出検査ヲ實行サシテ居リマスガ、是ハ先ヅ當業者ノ製品ノ検査ト云フコトハ、自治的ニ當業者ラシテヤラシメルト云フコトノ一應方針カラ左様ニ致シテ居リマスガ、併シ當業者ノ組合等ヲ以テ検査ヲサセルコトガ實際上色々弊害ヲ伴フ、是ハドウシテモ自治的ノ検査ニ委シテ當業者自體ノ検査ニハ委シテ置ケナイ、勿論ソレニ對シテハ國ハ監督致シテ居リマスケレドモ、併シ其ノ實施ノ情況ニ見テ、是ハドウシテモ國自體ガ検査ラシナケレバ完全ニ輸出検査ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイト云フコトニ付テハ現在ニ於テモ絹織物、ソレカラ人造絹織物ト云フヤウナモノハ國自ラガ輸出検査ヲ實行致シテ居リマスコトハ御承知ノ通りデアリマス、今後ニ於キマシ

テモ品物ノ重要度、竝ニ其ノ品物ニ付テ現ニ粗製濫造ガ行ハレテ居ルト云フ事實ガ存在スルコトヲ認メマシタ場合ニ、之ヲドウシテモ當業者ノ検査デハ十分ニ輸出検査ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイ、之ガ爲ニ海外ニ於テ日本商品ガ其ノ聲價ヲ落スト云フヤウナ場合ガ起リマシタナラバ、是ハドウシテモ國營ト云フコトニ致シテ行カナケレバナラスモノト考ヘテ居リマスガ、先程御話ノアリマシタ通り全部此ノ國營検査ニスルト云フコトハ、經費ノ關係等モアリマシテ直チニ實現スルコトハ出来マセス、原則トシマシテハ當業者ノ自治的ノモノデヤラセルケレドモ、併シ若シモソレニ依ッテ其ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイト云フ場合ニハ、國營検査ト云フ方法ニ付テモ考ヘテ行カナケレバナラスト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、何カ若シ御答ヘ申上ゲマシタ中ニ漏レタ點ガアリマスレバ、更ニ御答ヘ申上ゲマス

或ハ公共團體ト申シマスカ、假ニ愛知縣ガ陶器ナラ陶器ガ非常ニ輸出ガ多イト云フコトナレバ、愛知縣廳デ其ノ検査ノ一部ヲ國家カラ御委任ニナルトカ、若シクハ或ハモウ一ツ進ンデハ名古屋市ニ検査所ヲ御設ケニナッテ、命令ヲ以テ名古屋市ニサウ云フ検査ヲヤラスト云フヤウナコトガ、寧ろ當業者自身ノ自治的ノ検査ヨリハ幾分カ效果ガ現レルヤウナコトモナイトモ分リマセス、サウ云フ方法モ御採リニナルト云フコトモ一ツノ方法デナイカト云フヤウナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテハ全部矢張り今只ノヤウナ組合ノ検査、若シクハソレヨリ進メバ國家トシテ直接ヤッテ、サウ云フヤウナ自治團體、若シクハ地方行政廳ヘハ御一任ニナルヤウナ御意思ガナイモノデアリマスガ、再應御伺ヒ申上ゲマス

知縣デモ検査ヲ行フコトガアルト同時ニ、又大阪デモ検査ヲ行ハナケレバナラス、兵庫縣デモ行ハナケレバナラスト云フコトニ結局ハナルノデアラウト思ヒマス、左様致シマシテ、各府縣デアッテモ、コッチデモ検査ヲスルト云フコトニナリマス、矢張り検査ヲ行フ上ニ於テ最モ必要ナル所ノ検査ノ統一ト云フコトガ害サレルヤウナ結果ニナリハシナイカト斯様ニ考ヘマス、検査ニ付キマシテハ申上ゲル迄モナイコトデアリマスガ、矢張り一ツノ基準ヲ決メマスト同時ニ、其ノ同一ノ基準ヲ又運用致シマスニ付テモ、其ノ統一シタル方針ヲ以テ運用シテ參ラナケレバナリマセス、サウ云フ點モ考慮致シマシテ之ヲ決定致サナケレバナリマセス、ソレデ必ズ當業者ノ組合デ以テ検査セシメル代リニ、各府縣ニ之ヲ委シタ方ガ結構ダト云フ結論ニモ直チニ到達致サナイヤウニ考ヘテ居リマス

デアリマス、商工省ノ監督ノ下ニサウ澤山モ置ク必要ハナイノデアリマス、假ニ陶器デアレバ愛知縣ト何處々ノ縣ガ重要ナル輸出港デアルト云フコトデアレバ、全國ニ付テ二箇所カ三箇所ヲ御設ケニナレバ、ソレデ宜イノデアリマス、寧ろ組合ダケニ御委セニナッテ検査スルヨリハ餘程検査ノ十分ノ目的ヲ達シ、又製品ノ統一ガ付クヤウニモ考ヘマスガ、是ハ希望トシテ申上ゲテ置キマス、第二ノ御尋ニ移リタイト思ヒマス、第二點ハ私ハ、現在只今ハ別ニ商工省ノ御指導或ハ外務省ノ御支援ノ爲ニ行カレタノデハナイノデアリマスガ、歐米經濟使節トシテ門野重九郎君一行ガ「アメリカ」始メ「ヨーロッパ」各地ヘ向ケテ經濟的ノ使節デ、非常ニ重要ナル使命ヲ帶ビテ民間ノ團體トシテ行ッテ居ラレルノデアリマス、定メシ相當ノ效果ヲ擧ゲテ歸ラレルモノト思フノデアリマス、又一昨年デアリマシタカ、平生君ガ「ブラジル」ヘ向ケテ經濟使節トシテ派遣ヲサレテ、ソレデアチラノ棉花ノ栽培ヲ大ニ獎勵シテ、ソレガ爲ニ南米ト日本トノ貿易額ガ非常ニ増進致シマシタト云フコトハ御承知ノ通りデアリマス、今年春ニモ中華民國ニ向ケテ兒玉氏ガ經濟使節トシテ御派遣ニナッタコトモアルノデアリマス、是ハ必

ズ政府自身ガ御唱道ニナッテオヤリニナル

ト云フヨリハ、寧ロ民間カラサウ云フモノ

ヲ發議致シマシテ、政府ガ相當ノ援助ヲ與

ヘ、又御指導ヲシテ斯ウ云フヤウナ企ガア

ルコトハ、非常ニ私ハ今日ノ國際情勢ノ上

カラ考ヘマス、有意義ナル所ノ企デア

ト思フノデアリマス、又我ガ商品ハ全世界

ノ市場ヲ風靡シテ居リマス申シテ居リマ

スガ、マダノ開拓ノ餘地モ少クナイト私

ハ考ヘルノデアリマスガ、寧ロ斯ウ云フヤ

ウナ視察團、或ハ又何ト申シマスカ、見本

市ノヤウナモノノ前ニ派遣ノヤウナコトガ

アリマシタノデアリマスガ、サウ云フモノ

ガ最近大キイ視察團ガ出來マシテ、小サイヤ

ウナ視察團ガ割合ニ少イヤウニモ私ハ考ヘ

テ居リマス、今回貿易局ガ外局ニナリマ

シタト同時ニ、斯ウ云フヤウナ點迄範圍

ヲ御擴メニナリマシテ、當業者ヲ獎勵シ

又當業者ヲ指導シテ、モット小サイ經濟

使節ト申シマスカ、經濟使節ト云フコト

ニ餘リ語弊ガアリマスレバ、モット小サ

イモノデモ宜シイ、向フノ當業者ト能ク

懇談ヲシテ、必ズ日本品ヲ買ッテ呉レル譯ニ

ハイカスノデアリマス今日ノ場合ハ……、

シンド・テーク」ト云フヤウナコトガ此ノ頃流

行シテ居リマスガ、サウ云フ意味デ成ルベク

アチラノ商品ヲ買付ケニ行ク、アチラノ生

産額ヲ多クスルト云フヤウナ事ヲサシテヤ

ルト云フノガ、却テ貿易ヲ促進スル意味ニ

ナリハセヌカト思フノデアリマス、マア斯

ウ云フヤウナコトヲ御考慮ナサイマシテ、

本年度ノ幸ヒ此ノ十二年度ニ豫算ガ足リレ

バ宜シイケレドモ、若シモサウ云フコトニ

付テ豫算ガ少シ少イト云フコトデアリマス

レバ、明年度ニ於テ、ウント斯ウ云フコト

ニ付テ豫算ヲ御取り下サル、是ガ私ハ一番

意義ノアルモノデア

「バーター」制デアレバ、コッチモ「バーター」

制ニスルト云フコトハ所謂喧嘩腰デアリ

マス、成ルベクサウ云フコトヲナクシテ

經濟的ニ國際親善ヲ圖ル、ソレデ成ルベク

向フノ物ヲ買ッテヤル、其ノ代リコチラノ物

モ買ッテ貰フト云フコトニ付テ、相當政府ト

シテハ此ノ際御考慮ニ預リタイ、殊ニ對支

關係ガ斯ウ云フコトニナリマスレバ、多少

貿易上ニモ影響ノアルモノト存ズルノデア

リマス、サウ云フヤウナモノモ、矢張り他

ノ土地ニ於テ、ソレダケノモノヲ補充シテ

伺ヒタイ

○政府委員(寺尾進君) 誠ニ御尤ナ御意見

デゴザイマシテ、私共モ御話ノ御趣意ニ付

テハ十分今後考ヘテ参リタイト思ヒマス

○森平兵衛君 モウ一ツ御伺ヲ致シテ置キ

タイノハ、現在我ガ國ノ商品ガ比較的廉イ

物ガ多イノデアリマス、大分廉イ物デ日本

ノ貿易モ行詰シテ居リマスヤウナ狀況デア

リマスノデ、モウ少シ高級ナモノデ、矢張

リ其ノ土地、相手國ノ土地ノ嗜好ニ適スル

ヤウナ物ヲ研究シテ、貿易ノ振興ニ努メナ

ケレバナラスト思フノデアリマス、サウ云

フ意味カラ致シマシテ、商工省ノ方デハ各

地カラ相當ナ向フノ流行物、或ハ嗜好品ヲ

常ニ御取寄セニナッテハ居リマスケレドモ、

モウ一層一ツ斯ウ云フコトニ御留意下サイ

マシテ、ドウシテモ矢張り金高ヲ上ゲルト

致シマスレバ、モウ少シ高級ナ物ヲ製造致

シマシテ、世界各國ノ市場ヲ風靡スルコト

ニナリマセスト、金高ノ上ニ付テ、非常ニ

日本ガ後レヲ取ラナケレバナラスヤウナコ

トハ現狀ノ通りデアリマス、斯ウ云フコト

ノ爲ニ工業指導所トカ、或ハ工業研究所ト

云フヤウナモノヲ、商工省デハ相當大ナル

用下サッテ、現在ノ貿易品ヨリ高級ナ貿易品

ヲ造ッテ、世界ノ市場ニ之ヲ輸出ヲスルト云

フヤウナコトニ御努メラ願ヒタイノデアリ

マス、斯ウ云フコトニ付テ何カ御所見ノ一

端ガアリマスレバ承ッテ置キタイト思フノ

デアリマス

○政府委員(寺尾進君) 誠ニ御尤ノ御意見

デゴザイマシテ、實ハ私共貿易局ニ關係シ

テ居リマス者モ、大體今御話ノアリマシタ

ヤウナ御趣意ニ依リマシテ從來考ヘテ居リ

マス、例ヘバ一例ヲ舉ゲマス、海外ニ輸

出セラレマス所謂輸出工藝品、是ガ從來ハ

日本ハ獨得ノ工藝品ニ關スル技能ヲ持チナ

ガラ、其ノ實際ノ海外ニ輸出サレテ居リマ

ス物ガ、只今御話ノヤウニ非常ニ貧弱ナ物

デアッテ、殆ド海外ニ出シテ恥カシイヤウナ

物ガ多ク出ルヤウナ實狀デアリマシタ、之

ニ付テハ、輸出工藝振興ニ關スル豫算ヲ數年

前カラ取りマシテ、内地デ工藝品ノ輸出、

工藝品ノ製作ヲ獎勵シ、竝ニ之ニ關シテハ

内地デ輸出工藝品展覽會ヲ開キ、又ハ其ノ

品物ハ海外ニ持ッテ行ッテ海外ニ宣傳シ、尙

之ヲ販賣スルト云フヤウナ方法ニ依リマシ

テ、從來ヨリモモット高級ナ品物ヲ海外ニ

出スト云フコトニ努力ヲ致シテ居リマス、

是ハ工藝品ニ付テノ一例デアリマスガ、尙

其ノ以外ノ一般ノ商品ニ付キマシテモ、出來ルダケ今御話ノアリマシタヤウナ御趣旨ヲ以チマシテ輸出ヲ獎勵シテ行クト云フヤウニ考ヘテ居リマス、今後モサウ云フ意味デ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

○森平兵衛君 私ハ貿易關係ノ質問ハ是デ終了致シマシタ、工業組合ノコトデチョット御尋ネ致シタイト思ヒマス

○委員長(伯爵山田英夫君) 宜シウゴザイマス

○森平兵衛君 今回工業組合改正法律案ノ中ニ、第二十八條ノ三項ト云フモノヲ新設ニナラレタノデアリマスガ、是ガ非常ナ重要ナ點デナイカト思フノデアリマスガ、之ヲ御新設ニナリマシタ趣旨ガ承リタイト思ヒマス

○政府委員(小島新一君) 最近ノ内外ノ情勢ニ徴シマシテ、貿易ノ統制ト云フコトヲ強化セラレルニ當リマシテ、之ニ關係ノアリマスル生産業者ノ方面ニ於テモ統制ヲ確保スル必要ガアラウト思ヒマス、其ノ意味ニ於キマシテ關係工業ニ付テ出來得ル限リ自治的ノ工業組合ノ組織ヲ造ルコトヲ、政府トシマシテハ期待シテ居リマスノデアリマスガ、其ノ場合ニ或ハ時間ノ關係等モアリマシテ、急ヲ要スル場合ニ於キマシテハ、

政府ガ是等ノ工業組合ノ設立ヲ命ジマシテ、其ノ工業組合ヲシテ必要ナル統制ヲナサシメ、サウシテ工業組合ト貿易組合トノ間ノ調整ヲ圖ルト云フコトガ必要デアラウト思ヒマス、固ヨリ出來ルダケ當業者ガ自治的ニ斯ウ云フ組合ヲ造リマスヤウニ指導致シマシテ、其ノ目的ヲ達シタイト思フノデアリマスケレドモ、或ハ當業者ノ間ニ色々事情ガアリマシテ、結局ハ出來ルカモ知レマセスケレドモ、急ニ出來ナイト云フ場合モアリ得ルノデアリマス、サウ云フ場合ニ於テハ政府ハ國民經濟全體ノ見地カラ能ク考ヘマシテ、工業組合ノ設立ヲ命ズル、斯ウ云フコトニ致シタノデアリマス、從ヒマシテ此ノ工業組合ハ統制ノ確保ト云フコトヲ目的ト致シマスノデ、出資其ノ他ニ依リマシテ、各種ノ經濟的ノ共同事業ヲ行ハシムル必要ハナイ、斯様ニ考ヘマシテ統制ノミヲ行フ統制工業組合ノ設立ヲ認メルコトニ致シマシタ次第デアリマス

○森平兵衛君 サウ致シマスト此ノ二十八條ノ三ニ依リマスル工業組合ハ、所謂統制工業組合ト云フモノノミニ充テルト云フコトニ考ヘマシテ宜シイノデスカ

○政府委員(小島新一君) 左様ニ考ヘテ居リマス

○森平兵衛君 此ノ二十八條ノ文章ニ、行政官廳ト申シマスコトハ、商工省ト云フ意味ニナッテ居リマスカ

○政府委員(小島新一君) 商工大臣ガ之ヲ命令致スコトニナッテ居リマス

○森平兵衛君 モウ一ツ御尋ヲ致シタイ、今回ノ改正案ノ第五條ニ、從來ハ工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スルト云フコトニナッテ居リマシタガ、今度ハソレヲ改正ニナリマシテ、其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルト云フコトデアル、從來カラモ經費ノ全部ヲ組合員ニ分賦シテ居ルヤウナ場合モナイデハナカツタト思ヒマス、今回此ノ御改正ニナリマス必要ガドウ云フ點ニアツタノデアリマスカ

○政府委員(小島新一君) 工業組合ハ工業組合法第一條ニモ明カニナッテ居リマサルウニ、工業ノ改良發達ヲ圖ル爲ニ共同施設ヲナスコト云フコトヲ目的ト致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ工業組合ハ出資ノ形ニ依リマシテ相當ノ基金ヲ持ツコトヲ必要ト考ヘテ居リマス、左様ナ意味合ニ於キマシテ從來ノ第五條ニ於キマシテハ、組合ノ經費ト云フモノハ出資ニ依ルコトヲ適當ト考ヘテ居リマス、併シナガラ其ノ組合ノ事業ノ中ニハ、例ヘバ檢査ト云フヤウナ問

題デアリマストカ、或ハ海外ノ事情ノ調査ト云フヤウナ當該工業全體ニ關スル公共的ノ事業モ其ノ中ニアリマス、ソレ等ノ事業ヲ行フ場合ニハ、組合員ノ出資ノ割合ト云フコトヲ離レマシテ、例ヘバ組合員ノ生産額ト云フヤウナコトヲ標準ト致シマシテ、經費ノ一部分ヲ組合員ニ分賦スル金ヲ一部認メテ居ッタノデアリマス、現ニ或組合ニ於キマシテハ其ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦致シテ居ル例モアルノデアリマス、今回ハ君ノ工業組合法ヲ改正致シマシテ、所謂統制工業組合ト云フモノヲ認メマシタガ、此ノ統制工業組合ニ於キマシテハ、出資ノ制度ガゴザイマセヌノデ、組合ノ經費ハ全部組合員ニ賦課スルヨリ外ナイノデアリマス、左様ナ意味ニ於キマシテ第五條ヲ改正致シマシテ、組合ノ經費ハ全部組合員ニ賦課スル途ヲ開キタイ、斯様ニ考ヘマシテ、第五條中「一部」ト云フコトヲ削リマシタ次第デアリマス、即チ普通ノ工業組合ニ於キマシテハ從來通り出資ニ依リマシテ、極ク特殊ノ事業ニ付テノミ其ノ經費ヲ組合員ニ賦課スルコトニ致シマシテ、唯統制工業組合ニ於キマシテハ出資ノ制度ハゴザイマセヌノデ、經費ノ全部ヲ組合員ニ賦課スル、斯ウ云フコトニ致シマシタノデア

リマス

○森平兵衛君 私ノ質問ハ是デ終リマス

○委員長(伯爵山田英夫君) 他ニ御質問ハ

ゴザイマセヌカ

○男爵近藤滋彌君 今輸入超過ニ對シマシ

テ、大藏省デ爲替管理デ輸入制限ヲサレテ居リマスガ、ソレデハ不十分、巧行カナイト云フ爲ニ、此ノ貿易組合ノモノモ加ッテ居リマスケレドモ、貿易審議會ト、ソレカラ大藏省ノ爲替管理ノ方ト連絡ヲ御執リニナッテ爲サルノデスカ、或ハ全然連絡ナシデ、詰リ爲替管理ノ輸入以外ニ爲替ヲ少シ餘計取リタイト云フヤウナコトニナッテ居リマスガ、其ノ取捨ヲ大藏省ニダケ委シテ置イテ、多少ナリ其ノ方ニ對シテ貿易審議會カラ意見ヲ述ベルトカ、或ハ參考資料ヲ出スト云フヤウナコトヲ爲サルト云フヤウナコトハ爲サラスノデスカ、全然御關係ナシデスカ、ドウデスカ

○政府委員(寺尾進君) 只今御尋ノ件、大

藏省デ爲替管理法ヲ運用致シテ居リマスニ付キマシテハ、一々商工省ト十分協議ノ上デ能ク運用致シテ居リマシヤウナ次第デアリマス、又ソレト同時ニ、今回提案ニナリマシタ貿易並産業ノ調整ニ關スル法律案、貿易組合法ノ運用ヲ致シマスニ付キマシ

テ、特ニ調整法トノ關係ハ、大藏省、商工省共ニ密接ナ關係ガアリマスノデ、ソレヲ運用致シマスニ付キマシテ、勿論大藏省ト十分連絡ヲ保チマシテヤッテ行キタイト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○稻畑勝太郎君 ソレニ關聯シマシテ質問

ナリ希望ヲ述ベタイト思ヒマスガ、丁度現今ノ時局ニ依リマシテ、爲替管理法ガ實行サレテ、國際貸借關係ヲ圓滿ナラシムル目的ニ依ッテ、大藏省ノ爲替管理局ニ於テハ緻密ナ御審議ヲシテ居ラレルノデアリマスガ、併シ我が國ハ貿易品、或ハ内地ノ必需ナル需要品ニ對シテ、海外カラ原料ヲ仰ガナケレバ製造ガ出來ナイト云フモノガ多々アルノデアリマス、其ノ原料ヲ輸入スルガ爲ニ、一ノモノヲ輸入スレバ、ソレガ十ノ價格ノモノガ出來ルト云フヤウナモノガ一段アルノデアリマス、況ヤ今回ノ時局ニ依リマシテ、原料品ノ種類ニ依ッテハ一部分軍部ニ徵發サレテ居ルト云フヤウナモノガアリマス、其ノ軍部ニ徵發サレタモノハ、海外カラ矢張り仰イデ、輸入シテ不足ヲ補ハナケレバナラスト云フヤウナモノガアリマスノデ、斯ウ云フモノニ對シマシテハ特別ニ大藏省、商工省カラ御審議ヲ願ッテ、適當ト認メラル、モノハ最も迅速ニ大藏省カラ

爲替ノ許可ガ出ルヤウニ御盡力ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、其ノ海外カラ仰グ原料品ニ致シマシテモ、誠ニ當業者ハ戦々兢兢トシテ居ル、若シモ時局ガ惡化シテ、中立國ガ原料品ヲ、或ハ戰爭ノ原因ニナルモノト云フ名義ノ下ニ、我が國ニ販賣シテ呉レヌト云フヤウナコトガ起リマシタ時ニハ、誠ニ大事デアラウト思ヒマシテ、矢張り製造ノ種類ニ依ッテハ非常ニ憂慮シテ居ル者モアリマス、此ノ際ニ迅速ニ海外カラ取り得ラレルモノハ取り寄セテ置キタイト云フヤウナ考ヲ持ッテ居ルノデアリマス、其ノ邊ニ付キマシテハ、商工省カラ是非大藏省ニ向ッテ御盡力ヲ願ヒタイト思ヒマス、大藏省ニ於ケレマシテハ色々御審議ニナッテ居リマセウケレドモ、矢張り此ノ國際貸借ノ安定ヲ圖ルト云フコトガ爲替管理局ニ於テハ主ニナッテ居リマス、貿易局ニ於テ、貿易品ヲ製造スルト云フ必需ナル原料品ハ成ルベク輸入ヲ認ムルト云フ方針ヲ執ッテ戴キタイト思ヒマス、玆ニ質問ト共ニ希望ヲ述ベテ置ク次第デアリマス、宜シク御願ヒ致シマス

○政府委員(寺尾進君) 誠ニ御尤ナ御話デ

アリマスガ、御話ノ點ニ付キマシテハ、從來トモ大藏省ト能ク連絡ヲ取りマシテ遺憾

ナキヲ期シテ居リマスガ、今後モ一層サウ云フ風ニ致シタイト思ヒマス

○男爵近藤滋彌君 是ハ貿易審議會ノ諮問機關デゴザイマスネ

○政府委員(寺尾進君) 貿易ノ調整法ニ

依ッテ、政府ガ輸出入ノ禁止制限ト云フモノヲ例ヘバヤラウト云フ場合ニ、貿易審議會ニ掛ケルノデアリマス、貿易審議會ノ議ヲ經ク上デ……

○委員長(伯爵山田英夫君) チョット申上

ゲマスガ、今商工大臣ノ御出席ヲ願ヒマシタ處、チョット御差支デ御出席ニナリ難イサウデゴザイマスガ、別ニ御質疑ガナケレバ、討論ニ移ラウト思ヒマスガ、如何デスカ……外ニモウ御質問ガナイヤウデゴザイマスカラ、是カラ討論ニ入ルコトニ致シマス、質疑ノ節ハ三案ヲ一括シテ申シマシタケレドモ、是カラ各案ヲ別ニ致シタイト思ヒマス、先ヅ第一ニ貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案ニ付キ御意見ノ御發表ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス

○森平兵衛君 私ハ時局、國際收支ノ對策其

ノ他ノ關係上已ムヲ得ザルモノト致シマシテ、此ノ法律案ニ賛成ヲ致ス者デアリマスルガ、ソレニ付テハ希望ヲ述ベテ置キタイト思フノデアリマス、本案ハ我が通商貿易

ノ上ニ於キマシテ重大ナル意義ノ存スル法律案デアリマシテ、此ノ運用ノ如何ニ依リマシテハ、隨分相手國ノ感情ヲ害シ、又國際親善ヲ妨グルト云フコトモ少クナイト思フノデアリマス、貿易審議會或ハ統制協議會ノ決議ヲ經ルト云フコトハ勿論デアリマスルガ、之ヲ御開キニナル際ニ於テ政府ガ十分此ノ點ニ付テ御留意ヲ下サツテ、成ルベク相手國ノ國際的感情ヲ害セナイヤウ、又國際收支ノ均衡ノ上ニ於テモ御考慮ヲ下サツテ運用ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、殊ニ我が國ハ原料品ガ乏シクアリマシテ、製品ノ輸入ト云フヨリハ、寧ろ原料品ノ輸入ガ多イ有様デアルノデアリマス、當業者ノ意見モ十分御尊重下サツテ、其ノ時機ヲ失ハナイヤウニ此ノ法律ノ御運用ヲ下サラスト、時機ヲ失シテシマヘバ、折角御運用ニナツテモ何等ノ效果ヲ齎スコトハ出來ナイノデアリマス、時機ヲ見ルコトガ非常ニ必要デアリマシテ、時節柄前刻同僚カラ御質問ノアリマシヤウニ、若シモ中立國カラ其ノ原料品ノ輸入ノ出來スト云フ場合ニハ、少シク早クサウ云フ物ヲ輸入センケレバナラスト云フ必要モ起ルノデアリマス、サウ云フ時ニ幾ラカ國際收支ガ悪クナリマシテモ、斯ウ云フモノノ運用ヲスルト云フ

譯ニ行カヌノデアリマス、サウ云フ點ニ一ツ十分御留意ヲ下サイマシテ、我が國ト致シマシテ國際的ノ親善ヲ害セザルヤウ、又我が國ノ貿易ヲ阻害セザルヤウニ、當業者トシ、又國民經濟ノ上ニ於テモ健全ナル發達ノ出來マスルヤウニ、斯ウ云フ各點ヲ十分御考慮下サイマシテ、本法律案ノ運用ニ努メラレムコトヲ希望致シマシテ、本案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス

○委員長(伯爵山田英夫君) 外ニ御意見ハゴザイマセヌカ……外ニ御意見ガゴザイマセヌケレバ、此ノ貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案ニ付キ採決ヲ致シマス、之ヲ可決致スコトニ付キ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵山田英夫君) 御異議ガナキモノト認メマス、次ニ貿易組合法案ニ付キ御討論ヲ願ヒマス

○森平兵衛君 本案ニ付キマシテハ全然原案ニ賛成ヲ致シタイト思ヒマス、是モモウ調整法デ希望ハ盡キテ居リマスカラ、是等ニ對シテハ別段ニ希望ヲ申上ゲマセヌ

○委員長(伯爵山田英夫君) 外ニ御意見ハナイモノト認メマス、貿易組合法案ヲ可決致スコトニ付キ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵山田英夫君) 可決セラレタモノト認メマス、最後ニ工業組合法中改正法律案ニ付キ御意見ノ御發表ヲ願ヒマス……此ノ工業組合法中改正法律案ヲ可決致スコトニ付キ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵山田英夫君) 可決セラレタモノト認メマス、是ニテ付託三案ハ全部全會一致可決ニ相成リマシタ、是ニテ散會致シマス

午前十一時十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵山田 英夫君
副委員長 男爵飯田精太郎君
委員 侯爵細川 護立君
侯爵徳川 義親君
子爵土岐 章君
子爵大岡 忠綱君
黑崎 定三君
男爵近藤 滋彌君
男爵杉溪 由言君
有賀 光豐君
次田大三郎君
稻畑勝太郎君
森 平兵衛君

出光 佐三君
國務大臣 出光 佐三君
拓務大臣 大谷 尊由君

政府委員

商工省工務局長 小島 新一君
貿易局長官 寺尾 進君
拓務省殖産局長 植場 鐵三君
拓務書記官 副島 勝君

昭和十二年七月三十日印刷

昭和十二年七月三十一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局